令和７年７月 25 日
茨城県教育委員会

# 令和８年度採用 茨城県立高等学校等 校長選考試験 実施要項

（配置予定校：併設型中高一貫教育校６校、中等教育学校１校、高等学校３校）

本県においては、「第２次 茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦」に基づき、時代の変化に対応し、自ら考え、自ら行動し、解決できるような「人財」の育成に向けて、様々な施策を展開しています。

茨城県教育委員会におきましても、県立高等学校改革プランを策定し、新たな価値を創造する「起業家精神」を育成するため中高一貫教育校を設置し、探究活動、国際教育、科学教育等に重点を置いた教育を、６年間で計画的・継続的に展開しています。また、全国初となるＩＴ科の専科高校及び県内初となる科学技術科を有する高校の２校を開校し、情報化の急速な進展に対応できる実践的な情報活用能力と、社会の諸問題を分析・解決できる能力を培い、将来ＩＴ分野で活躍できる人財を育成しています。さらに、外国人生徒等への支援を充実させ、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手となる人財を育成しています。

活力と魅力ある高等学校づくりを進め、社会の変化や地域のニーズに応える人財を育成していくうえで、各学校をさらに前進させていくリーダーとして、これまでのキャリアで培われたマネジメントのノウハウを十分に発揮するとともに、新たな発想に基づく新しい時代の学校長を担える方を求めるため、公募による選考試験を実施します。

■　求める人物像

１　高い倫理観、優れたリーダーシップ及び組織マネジメント能力を有する者
２　過去の事例にとらわれない柔軟な発想力と企画力を有する者
３　社会の変化への対応力と先見性を有する者
４　地域の教育資源を取り込んだネットワークづくりの推進力を有する者
５　学校現場の課題を解決できる実行力を有する者
６　多文化共生社会の中で多様な人財育成への発想力を有する者

■　募集内容等

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 配置予定校 | 10 校：併設型中高一貫教育校　６校<br>（日立第一、太田第一、水戸第一、土浦第一、下館第一、水海道第一）<br>中等教育学校　１校（並木）<br>高等学校　３校（つくばサイエンス、結城第一、石下紫峰）<br>※　配置校は、選考の結果等を踏まえて決定します。 |
| 採用年月日 | 令和８年４月１日 |
| 採用前研修 | 令和８年３月１日から 31 日までの間に数日間採用前研修を予定<br>内容：教育に関する法規等の基礎的研修（茨城県教職員以外の者が対象） |
| 応募資格 | 次のアからウまでの全ての要件を満たす者<br>ア　日本国籍を有する者<br>イ　以下の欠格条項に該当しない者<br>・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号の欠格条項<br>・ 学 校 教 育 法（昭和 22 年法律第 26 号）第９条各号の欠格条項<br>ウ　以下いずれかの経験を有する者<br>・ 茨城県公立学校教職員で管理職（校長・副校長・教頭）経験を有する者<br>・ 国家公務員、地方公共団体職員（茨城県を含む。）、地方独立行政法人、私立学校、民間企業等、その他の事業体で管理職又はこれと同等の経験を有する者<br>※ 年齢制限はありません。<br>※ これまで本選考試験を受験した方（最終選考に残られた方を含む。）も応募可能です。<br>※ 今年度末、特定任期付職員（公募校長）の任期が満了する校長も応募可能です。これを含め、公募校長配置予定校の校長の応募については、１次・２次選考を免除します。<br>※ 民間企業等に在籍したままの採用については、採用と同時に地方公務員法第 38 条第１項に基づく営利企業等への従事許可を受ける必要があります。 |

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 応募書類 | **本県指定の様式①～④**<br>① 受験申込書（様式１）：メールで送付する案内にしたがって提出すること<br>② 業 績 一 覧（様式２）<br>③ 自己ＰＲ動画：求人サイトにエントリー完了後、提出方法をご案内します。<br>④ 任意提出　実績や取組のアピールができる資料・スライド等【PDF:Ａ４版横３枚以内】 |
| 応募方法 | **１．求人サイトへの申込み**<br>【応募期間】 令和7年8月7日(木)～令和7年9月3日(水)23:59 締切<br>※応募書類③自己ＰＲ動画の撮影及び投稿は、茨城県からのメール受信後６日以内<br>○応募期間に、エン・ジャパン株式会社が運営する以下のいずれかのホームページから応募申込みを行います。<br>・エン転職のサービスから応募　https://employment.en-japan.com<br>・ミドルの転職のサービスから応募　https://mid-tenshoku.com<br>・AMBI のサービスから応募　https://en-ambi.com<br>※ 画面上の指示に従い、必要事項を漏れなく入力してください。<br>**２．応募書類の提出**<br>⑴・求人サイトへの申込み完了後、「確認メール」を、事務局から各受験者に送付いたします。「確認メール」への返信として、上記応募書類①、②、④（④は任意）を添付し、送信してください。<br>・これまでのご自身の経験のなかで、個人としての実績等を、記載例を参考にして、②業績一覧（様式２）に、具体的に記載願います。<br>⑵・「確認メール」の案内に従い、③自己ＰＲ動画を投稿願います。<br>・今年度、茨城県では９名の公募校長及び１名の副校長が、各学校での独自の取り組みにより、学校の魅力づくり・特色づくりを推進しております。応募に当たっては、配置予定校の取り組みについて「【別添】校長公募リンク集」等をご参照いただいたうえ、ご自身の経験を、いつ、どのように活かすことができるか等、②業績一覧、③自己ＰＲ動画及び第２次選考以降の面接を通して、ぜひお聞かせください<br>**３．留意事項**<br>・応募及び合否等の連絡のため、メールアドレスの取得や、オンライン面接のための機器及びネットワーク環境の整備をお願いします。<br>・応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。<br>・本選考における応募及び受験に関する経費並びに健康診断の実施費用及び内定後に提出していただく健康診断書作成料等については、全て受験者の負担になります。 |
| 選考方法 | ・ **第１次選考：書類等選考**（応募資格、経歴、実績・自己ＰＲ動画の審査）<br>※ 選考結果については、９月中に、受験者に電子メールで合否を通知します。<br>なお、第１次選考の合格者には、併せて第２次選考の日程等を通知します。<br>・ **第２次選考：個人面接①［令和７年 10 月］オンライン面接**<br>※ 面接には GoogleMeet を使用。あらかじめ Google アカウントを準備してください。<br>※ 選考結果については、合否決定後、電子メールで通知します。<br>なお、第２次選考の合格者には、併せて第３次選考の日程等を通知します。<br>・ **第３次選考：個人面接②［令和７年 11 月］対面面接**<br>※ リファレンス・チェック、バックグラウンド・チェック併用<br>※ 選考結果については、合否決定後、電子メールで通知します。 |

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 任用形態 | **茨城県公立学校教職員 の方**<br>**・　特定任期付職員（４年間）として採用**<br>**・　１年目から原則として校長に登用**<br>※現職の「茨城県公立学校教職員」は退職。退職手当算定の基礎となる勤続期間は通算されます。<br>○〔特定任期付職員としての任期満了後について〕<br>・任期満了後に本選考による校長をご希望の場合は、任期満了を迎える年（４年目）において、特定任期付職員としての新たな採用のため、本選考を再度受験することが可能です。合格した場合は、県教育委員会が改めて配置校を決定いたします。<br>・任期満了後に期間の定めのない「茨城県公立学校教職員」をご希望の場合は、任期満了を迎える年（４年目）において、本県教職員として採用をするための選考試験を受験することが可能です。<br>※茨城県公立学校教職員として採用された場合<br>〔60 歳未満の方〕：校長として採用し、本選考による配置予定校以外の学校に配置<br>〔60 歳以上の方〕：教諭として採用し、定年まで勤務することが可能<br>**「茨城県公立学校教職員」以外の方**<br>**・　特定任期付職員（４年間）として採用**<br>**・　１年目は原則として副校長、勤務状況等確認の上、２年目から校長に登用**<br>○〔特定任期付職員としての任期満了後について〕<br>・任期満了後に本選考による校長をご希望の場合は、任期満了を迎える年（４年目）に、特定任期付職員としての新たな採用のため、本選考を再度受験することが可能です。合格した場合は、県教育委員会が改めて配置校を決定いたします。 |
| 給与等 | ・　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年茨城県条例第６号）等の規定に基づき支給<br>※　特定任期付職員給料表の５号給（給与月額 634,000 円）を支給します。年収は、１年目は 1,020 万円程度、２年目以降は 1,130 万円程度になります。※試算（採用前に現に茨城県職員であり、任期を引き続いて本選考による校長となった方を除く。）<br>※　給与月額及び年収の見込みは令和７年７月１日現在のもので、今後給与改定などにより変更となる場合があります。<br>・　職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第９号）に規定する昇給制度は適用されず、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当などは支給されません。<br>・　採用後は、地方公務員法の規定に基づき、政治的行為（第 36 条）及び営利企業への従事等（第 38 条）が制限されます。 |

■　スケジュール

| | | |
|---|---|---|
| ①　実施要項の配布 | 令和７年７月 28 日（月）から | 茨城県教育委員会ホームページからダウンロード可能 |
| ②応募期間 | 令和７年８月７日（木）から<br>９月３日（水）まで | １.エン・ジャパン株式会社が運営するエン転職、ミドルの転職、ＡＭＢＩの３サイトのうち、いずれかのホームページから申込みを行う。<br>２.⑴事務局からの「確認メール」への返信として、応募書類①、②、（④）を添付し送付する。<br>⑵メール記載の「③自己ＰＲ動画の提出方法」を参照、案内に従って動画を投稿する。③は、茨城県からのメール受信後６日以内の提出となります。<br>※上記１.～２.⑴までを、９月３日（水）23:59 の応募期間終了時までに完了すること（締切厳守） |
| 第１次選考<br>（書類等選考） | （受付後、随時実施） | 書類等選考の結果については、９月中に、電子メールで通知いたします。 |
| ③　第２次選考<br>（オンライン面接） | 令和７年 10 月 | 実施日・方法については、第１次選考の結果通知時にご連絡いたします。 |
| ④　第３次選考<br>（対面面接） | 令和７年 11 月 | 実施日・場所等については、第２次選考面接の結果通知時にご連絡します。 |
| ⑤　合格発表 | 令和７年 12 月 | 選考結果については、合否決定後、受験者に電子メールで通知します。また、合格者には、採用内定者として必要な手続等について連絡します。 |

（注意事項）

・採用活動においてご提供いただいた個人情報は、本選考の目的のみに使用し、これ以外の目的には使用いたしません。また、ご本人の同意なく、第三者に開示または提供することはございません。
・インターネット申込みに関するトラブルには、一切責任を負いませんのでご了承ください。
・応募期間の終了間際は混雑が予想されます。すべての応募手続が、令和７年９月３日（水）17:00 までに完了するように、手続を行ってください。混雑等によりデータ送信が遅延した場合であっても、締切後の受付は一切認められませんので、通信トラブル等も考慮し、十分余裕をもってお申し込みください。
・申込み後のメールアドレスの変更は受け付けませんので御了承ください。
・申込内容に虚偽があった場合は、合格を取り消すことがありますので、内容を十分確認の上、お申し込みください。

応募は民間の転職サイトを活用していますので、下記の問合せ先に直接応募しても受け付けることはできません。

■ 問合せ先

茨城県教育庁 学校教育部 高校教育課 人事担当グループ

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番６
℡：029-301-5256・FAX：029-301-5269　　メールアドレス： message@edu.pref.ibaraki.jp

■ 参考

◆ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（欠格条項）

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（政治的行為の制限）

第 36 条　職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

２　職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第１項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第１号から第３号まで及び第５号に掲げる政治的行為をすることができる。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

(5)　前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

３～５（略）

（営利企業への従事等の制限）

第 38 条　職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第１項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

２　人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

◆ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第９条　次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2) 教育職員免許法第 10 条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

(3) 教育職員免許法第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第１号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第 18 条　公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

２（略）

◆ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

（政治的行為の制限）

第 102 条　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

２　職員は、公選による公職の候補者となることができない。

３　職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。